会議録

会議の名称	令和6年度第1回加西市環境審議会
開催日時	令和6年10月28日（月）　10:00～11:40
会場	加西市役所1階　多目的ホール

出席及び欠席委員の氏名

＜出席委員＞

・中野　加都子（会長）　・尾内　良三（副会長）　・武田　義明　・小坂　和也　・森本　忠雄
・河原　浩申　・牧口　勇次　・須和　憲和　・長濱　秀郎　・上田　萌子　・山下　紀明
・住友　聰一

＜欠席委員＞

・尾崎　平　・谷勝　公代

出席した事務局職員の氏名及びその職名

・加西市長　高橋　晴彦
・環境部環境課長　山下　敦史
・環境部環境課主幹　西浦　義則
・環境部環境課係長　中本　一男
・環境部環境課係長　高橋　広樹
・環境部環境課主事　藤原　凌太
・建設部次長兼開発課長　森　泰利
・建設部都市計画課長　安福　陽一

発言者	会　議　の　経　過　／　発　言　内　容
	（開会） **１　市長あいさつ**
市長	皆様、おはようございます。市長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。本日第１回目の加西市環境審議会の開催ということでご挨拶を申し上げたいと思いますが、委員の皆様におかれましては、非常にご多忙の中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 今年から新たな委員様をお迎えしたということでございまして、今後よろしくお願いいたします。また、引き受けて下さったこと、誠にありがとうございます。 今日の議題は３つということでお手元の次第にも記載させていただいております通り、まずは新たに整備する方向で計画決定しております、加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の新たな指定を諮問させていただきます。そしてまた、脱炭素化を推進しておりますので、その関係でゾーニングマップの更新と地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を追加させていただくこと、また環境基本計画の進捗状況の確認が大きな項目となります。色々と環境という面で取組みをさせていただいておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野から忌憚のないご意見を頂きたいと思います。加西市の発展には、環境保全をしながらしっかりと進めていくことが重要だと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。
	２　出席委員、事務局紹介
事務局	ありがとうございました。 それでは、本日ご出席いただいています委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本日お配りしております名簿順にご紹介をさせていただきます。
	３　議事
	議事に入る前に、本日の出席及び委任状の提出状況を申し上げます。 委員２名が欠席であり、ともに委任状をいただいております。従って、審議会規則第５条の過半を満たしていますので、本日の審議会は成立していることを確認しております。 それでは初めに、加西市環境審議会会長及び副会長の選任についてを議題といたします。 現在、会長及び副会長については、不在となっております。 会長の選出につきましては審議会規則第４条第２項の規定により、委員の互選により定めることとしております。 あらかじめ事務局にて、会長に中野様、副会長に尾内様を推薦させていただきますが、ご異議はございませんでしょうか。

委員	異議なし。
事務局	ありがとうございました。 それでは、審議会規則第5条に基づき、議長は会長が務めることになっておりますので、ここからの議事進行は会長にお願いいたしますので、よろしくお願いします。
議長	皆様おはようございます。 ただいま、会長にご指名いただきました中野でございます。 会長という重責を担うことになりましたが、これまでの経験を生かし、職責を十分に果たせるよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、本日の議題は、先ほど市長からも言われました通り4つでございます。本日の議事は、どれも生活環境に直接影響する大切な事項でありますので、様々な目線から、市の発展と環境保全のバランスを踏まえた、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 今回の審議会の議事録署名人は、牧口委員及び須和委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 続きまして、次第第2の加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の新たな指定についてでございます。
市長	諮問第19号令和6年10月28日、加西市環境審議会会長様、加西市長から加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定について諮問。 加西市環境基本条例第20条第2項の規定により、次の通り諮問いたします。加西インター産業団地地区第2期、第3工区及び第5工区における騒音振動区域の指定について。諮問理由、答申希望時期については、お手元の写しを参考にいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	高橋市長様ありがとうございました。 高橋市長様はこの後、公務がありますので、ご退席されます。ありがとうございました。
市長	それでは、皆様よろしくお願いいたします。
議長	議事を引き続き進行させていただきます。 ただいま市長から諮問文を受け取らせていただきました。この諮問文につきましては、皆様のお手元に写しを配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。 それでは、答申案の審議にあたり、事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局	失礼いたします。 本日、お手元にございます、今市長から諮問がございました、加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定についてということで、諮問についてご審議をお願いいたします。 本件につきましては従前送付しております資料の中の、まず2－5の加西インター産業団地地区土地利用計画図の全体の図を見ていただきたいのですが、当初平成31年の時に、1－1、1－2、2と4工区を合わせて、35.55ヘクタール、今回と同じような諮問がございました。 その件につきましては、令和2年2月10日、当時の加西市環境審議会の会長から市長宛に、諮問の通り答申があった案件も参考になろうかと存じます。 今回につきましては、その下の第2期事業のところの3工区と5工区でございます。 合わせて13.15ヘクタールを、今回諮問をさせていただいております。よろしくお願いをいたします。 それではパワーポイントで説明をさせていただきます。 改めて、加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定についてということで、第2期、3工区及び5工区でございます。よろしくお願いいたします。 加西インター産業団地地区の現状としましては、加西市としては今後新しい産業団地の造成や地域経済の発展、地元雇用の創出というのを目指しております。 今回の第3工区、第5工区につきましては地区決定が令和5年8月1日になされております。 ただし、この地区は現時点では、都市計画法上の市街化調整区域に当たっております。 今回、前回の審議も含めて、今のインター周辺のところが企業立地の目途が立った時点で、市街化区域に編入する予定と担当課からは聞いております。 次のページをお願いいたします。 皆様お手元の資料2－3をご覧ください。 少し割愛をしながらご説明をさせていただきます。 まず騒音振動にある基準と申しますのは、環境基準です。これは環境基本法に基づく環境基準です。 それともう一点、騒音振動規制法等に基づく、規制基準がございます。環境基準は人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準ということで、騒音のみに定められておりまして、時間や地域類型がございます。 他方、規制基準というのは特定の工場、例えば事業所とか、製造業とか具体的にそういうものがありますが、その敷地境界において、法令の規制基準を守らなければならない罰則基準もありまして、時間や区域区分ごとに定めております。 続きまして、2－4でございますね。資料をご覧いただきながらご説明をさせていた

	だきます。 類型や区域区分の指定というのは、市長が原則用途区域に準拠して指定しております。 県、国からの通達を見ますと、昭和 58 年 6 月、兵庫県環境局長からの通知により、都市計画法に基づく用途区域に連動して、自動的に地域の指定を行うのが望ましいという通達が出ている一方ですね、環境省の大気保全局長からの通達で、今後の用途地域の動向を参考にして、一部地域区分に当てはめを行うことと、騒音防止の見地から、地域指定にとらわれず、区域区分を当てはめても差し支えないとの見解が出ております。 これは例外的なことを踏まえて、その地域区分に当てはめても差し支えないということです。 また資料の 2－3 に戻っていただきまして、この 3 工区 5 工区はどういうところなのかというところでございますが、具体的に、市街化調整区域から工業地域に、変更された場合には、兵庫県の通知で自動的に変更されるものでございます。 具体的に 3 工区から 5 工区の、規制基準を見てみましょう。数値は昼間を例示しますと、騒音は、第 2 種は 60 デシベルです。振動は、第 1 種区域なので 60 デシベルです。 それを今回の諮問通りにしますと、騒音が 60 から 70、振動が 60 から 65 デシベル、これは規制緩和のことです。 環境基準になると先ほど申しましたように、騒音しかございませんので、昼間数値を例にしますと B 類型に当たりますので、55 デシベルから 60 デシベルになります。 他方ですね、諮問の関係でございますが、このインターの地区の課題としましては工場とか固定資産税の収入とか、いろいろ地元雇用等もございますが、そういったところではあるにもかかわらず、他方では市街化調整区域ということで、現在は工業地域よりも厳しく基準が設定されています。 そうしますと、企業誘致の観点からは、やはり大きな企業とかに加西市に来てもらおうと思えば、工業立地の促進のために、やはり騒音、振動の基準も工業地域並みの基準にすることが望ましいということになります。 他方 2 点目でございますが、そこに住まわれている住民視点の観点からは、市街化調整区域であるため、やはり静音や振動、生活をされてる方が現状いいのではないかというような意見もあり、両者の利益調整が必要となって参ります。 その対応策としましては、現在の市街化調整区域でございますが、工業地域と同種の騒音振動区域に指定をしまして、企業誘致の視点を、考慮するというところでございます。 そうすることによって、明らかに企業が入りやすくなると、規制がどこも緩やかになるということになりますので企業も立地しやすくなるという利点がございます。 これは資料 2－4 にも書いてございます、先ほど申しました、環境省の大気保全局長からの通知、今後の用途の指定の動向を参考して地域区分を当てはめて行うことと

	の通知にも合致して参ります。 そうしますと、他方住民視点からの数値になりますが、その場合どうするかということでございますが、騒音におきましては、50 メートルのバッファゾーンを設けるということです。 バッファゾーンは何かというところでございますが、それは資料の 2−3 に書いてありますが、諮問書では、2 種から 4 種とかになっていましたが、要は飛んでます。3 種がございません。2 種から 4 種っていうことでございます。それが、バッファゾーンの第 3 種を設けて、規制を昼間すると、65 デシベルでの規制をしようというところでございます。 例えば今申しました第 3 種 65 デシベル、50 メートルのバッファゾーンを、どこに何をするのかというところでございますが、それはもうその下の段のところの、兵庫県保健環境部環境局長通知から出ております、第 4 種が第 1 種、私が申しました第 4 種から第 2 種でもいいのですけど、要は飛ぶ場合につきましては、第 2 種、市街化調整区域と接するところが住民居住空間と思われてもいいとは思うのですけど、境界から第 4 種の区域内の内側 50 メートルを第 3 種として、第 2 種、第 3 種第 4 種というような住民環境の視点も視野に入れた指定をしてはどうかというところでございます。 それで先ほど申しました部分で、お手元の資料 2−6 にもございますが、具体的に申しますと、前回の審議では、個別空間のことで、エリア指定内に住居がございました。今回は区域中に住居はございません。近接はございます。この第 3 工区ですね、今回、騒音第 4 種、振動第 2 種に指定をしていただきたいところでございます。そして、その内側、この青線でございます。これが 50 メートルのバッファゾーン、工場の敷地内の内側を、この赤線の外側の居住空間、住民の方のためにデシベルを下げて第 3 種のバッファゾーンという概念が、この青色の線でございます。 これが第 3 種で、第 5 種の方も、同じ内容になってきます。区域内に人家はございません。個別地域はございません。私の方からはご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどを賜りますよう、お願いいたします。 ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。 ただいまのご説明の通り加西インター産業団地地区の第 3 工区第 5 工区につきまして、加西市の経済の波及効果及び雇用創出のために、企業誘致を活性化させたい一方で、この地区の外側に民家もあるということで、先ほど資料 2−6 でお示しいただきましたような、境界から 50 メートルのところをバッファゾーンとして指定して、その基準が飛ぶところの間を少し厳しい基準に指定するという案でございますが、いかがでしょうか。
委員	50 メートルのバッファゾーンとのことですけれども、その工場の中の配置

	といいますか、住民側に近い部分においては、会議室であるとか食堂であるとか倉庫、そういったものを設けるという、工場配置の計画ですがそういったものは、こちらからどうこうということは言えないですか。
事務局（都市計画課）	資料2－5を見ていただきたいのですけどよろしいでしょうか。この加西インター産業団地土地利用計画図ですが、今回ご審議いただいてるのは第3工区第5工区なのですけども、建物が建っているところを、例えば今ご指摘があったところで言いますと、第3工区の建物例えばこちらになります。 あとは隣接しているところでいうと、川になりますし、圃場整備があるところに特に隣接しているところはない。第5工区につきましては、建物が3件繋がっています。この土地利用計画、ちょっと色をみていただくとわかります通り、実は建物をいろいろ塗っていまして、バッファゾーンという形で、ここはもう建物を建てないようにしましょうというようなルールにしていますので、今回この環境審議会でご審議いただいているそのバッファゾーンに加えて実際建物が建たないという部分をある程度設定はしていますので、そういった配慮をさせていただいているとご理解いただけたらと思います。
委員	大体わかりました。 もう1つ、振動とか騒音とかが懸念される工場というか企業さんを、こちらから、こっちの方のゾーンにお願いできないかという選別は出来るわけですか。
事務局（都市計画課）	加西インター産業団地について、都市計画の専門用語になって少し分 かりにくい用語を使うかもしれませんが、写真見ていただいたら大体お分かりだと思うのですが、要は農地を開発しています。こちらの区域は、実は農用地区域と言いまして、本当は農地転用できないところでした。ただ、こういう風にインターチェンジの間近で、建物がなくて田んぼが関わってくるのは、加西市の発展と、非常に企業立地に適地なものですから、我々としましては農用地区域でも転用ができる、農産法という法律がありまして、それを使って転用をさせていただいて工業団地を整備したということがあります。農産法を使うにあたって実施計画というのを作らなくてはいけないのですけど、その実施計画の中にある程度業種を絞るということがありまして、ちょっと今回は資料を用意してはいないのですが、例えば化学系とか、そういったものはできないという形にしています。 例えば簡単にできるものでいうと食品製造業ですとか、加西市は金属加工工場が多いですからそういった金属製品ですとか、機械関係、電子関係、こういったものに絞っています。 後もう1つ、この第5工区だけの話になりますが、実は第5工区に通じる道路がこの第4工区とこういう風に通じることになっていまして、高速道路の、止めるといいますかそれを抜けていくのですけども、屋根の高さに制限があるので、大型車が

	通れないのでここは物流関係禁止という形で少し幅の関係で禁止っていう形で、この農産法の手続きさせていただいていますので普通の工業団地に比べて業者は厳しいというところをご理解いただければと思います。
委員	例えば中国自動車道のところの騒音と振動の相乗影響的なものは、そこに現れるとかそういうことまでは考えてないわけですね。
事務局	単独で規制をさせてもらっているので、なかなかそこまでは考えられていないです。
委員	バッファゾーンは一切建物を建てられないのですか。
事務局（都市計画課）	バッファゾーンについては、建物が建てられないので、例えば駐車場 にしてもらうとかそういった形で使ってもらうということになる。
委員	それなら規制が意味ないのではないか。
事務局（都市計画課）	例えば少し思い付きで言うのですけれど、建物は建てられないような 形にしていますけど、駐車場とかはできますから、トラックとかは通るわけです。 トラックがやっぱりそういう騒音とかあるので、その効果がやっぱあると思う。
委員	トラックは騒音的には大きいのですか。
事務局	専門家じゃないと言えないのですが、ある程度やっぱりトラックについては動いているときというのは局地的に出るっていうのはあります。
委員	今の調整区域の規制よりは、緩いのでしょうか。
事務局	規制は緩くなっています。 それ以上の音が出るということは、通常今の第 1 工区上、高速道路より北側ですね、すでに 4 年前に、今回の案件と同じことをやっております。それについて、今、特に問題は起きていない状態です。 そういう過去の状況も踏まえながら、今回、南側も同じようにさせてもらっているという状況です。
委員	地元の同意が取れればそれでいいのですけれど、その確認は出来ているのですか。
事務局	その同意については、今回、地区計画という都市計画に定められるときに、ここは

	工業をやりますということで一定整理がなされています。その上で、騒音振動という概念のときに、都市計画区域で連動していたところがあるのですが、実際は地区計画で整合性を一定図るというのが目的だったのです。ただ先ほど、担当が話をした通り、第2種区域と第4種区域という形で接してしまうと、いきなり2段階アップするような規制基準になってしまうので、今回バッファゾーンという風に考えた理由というのは、その間の区域にいきなりボンと2段階上がる、緩くしてしまうのではなくて、間にしようという概念なので、一定我々としては、調整を図っているというところになります。
委員	そこはよくわかりますが、実際バッファゾーン自体にトラックが通るとして、その騒音は今の調整区域の基準よりは大きい音はでていますかというのをお聞きしたい。
事務局	個々の事例にはなりますが、通常他のところでも今出てないことが多く、特にそういう苦情もないので、大丈夫かなと思います。
委員	実際、音的にどうなんですか。
委員	どんな工場が来るかによります。中国自動車道のところはやはりうるさい。このまま出来たら問題のあるところもいくつかあるかなというところをピックアップしていますけど。その前に、今日の審議概要、もう少し分かりやすい説明をしたいと思います。 もともと工業団地を作りたいのだけれども調整区域だと。だから調整区域の騒音規制を持ってきたら住居系地域と一緒なので厳しい数字になる。そのまま置いておいて、工場が来たら、ここはかわいそう。ということで、そこはもう少しゆるい規制にならないかというのが今回の諮問で、周りに住居があるから、環境審議会でも審議してもらおうというのが、本当は都市計画課の方で十分できますから勝手にやってもいいのですけども、工業地域になれば、もう勝手に第4種区域ということになるのですけどね。 先ほど第3種の話ですけど、一応第4種から第2種になってしまうと、先ほど事務局が言われたように、いきなり規制基準と60から50デシベルだとか、それでは駄目なので、一応条例で50メートルまでを中身、だから工場を建ててもいいのですけど、そこの工場は、第3種の規制を受けますよと、うるさい音を出されませんよ、という規制なのです。 で、中の方は、工場地域ですから、第4種の規制値。敷地境界で。だからここで書いてある青いブルーの線ね。これは50メートルとしたら、ここでの外、いわゆる敷地境界線は第3種の規制基準を延長しますと。

委員	建物を建ててもいいですか。
委員	いいですよ。
委員	先程は建てたら駄目だと。
事務局	規制がきつくなるだけで建てることは出来る。 今誤解されているのは、我々黄色の部分のその外側に、さらに、緑と青ですかね。そこを都市計画的には建てられないように更にしているということでいいですよね。
事務局（都市計画課）	少し正しく言うと、この土地利用計画に合わせて企業誘致をしているので、緑のところには禁止じゃなくて建てないようにしてくださいということは我々と企業と協議して進めていく。またこちらのバッファゾーンの話はまた別の話であるということでご理解いただきたい。 だから我々がやっている以上に、さらに都市計画的にも、やっぱり外側とのことがあるので、バッファゾーンでも二重に作っていただいている。
委員	逆に建物もその外にしたら、音はでるわけですよね。
委員	中の音は遮られます。 でもそこの 50 メートルバッファゾーンにある建物からでる音は、第 3 種規制を受ける。第 4 種じゃない。
委員	それはわかるのですけど、建物を建てたら駄目と言われたので。
事務局	それに関してはこのこちらの資料 2-6 になります。
委員	資料の 2-3 を見ていただきたい。先ほど昼間の数字を出しましたけれども下の方の規制基準というところで、昼間よりも、これは朝夕が問題なんです。今調整区域は第 2 種ですけれど、第 2 種だったら朝夕 50 デシベルです。50 デシベルの基準を、工場が守るのは大変。ここに工場がやってくると、この下の第 4 種の 70 デシベル。これだったらなんとか守られるかなというところ。ただ、その先ほど 50 メートルバッファゾーンになると、ここは朝夕 60 デシベルになって、昼間が 70 デシベル、まあまあ大丈夫と思う。朝夕が少し規制基準厳しいなと思う。どこでも。朝なら 6 時からですよ、6 時、8 時の早くから操業している会社もありますよ。 5 時台から操業していたらどうでしょう。この厳しい基準がね。だから、これを朝夕 70 デシベルという格好に持っていけば、少しはましかなというのが、今の環境審議

	会の方にかかっている話ですね。 ですから、もともと都市計画区域の方で、工業地域に変わっており、自動的に第4種になるのですけど、ここは今変わっていないから、調整区域のままですから。
事務局	都市計画法上で変えていない。
委員	環境課の方から都市計画区域を工業区域に変えるとは言えませんから。そこは都市計画審議会なんかで。ただここにも認可があるから、問題があるかないかのご意見をもらいたいということです。
事務局	それと我々としても、一定配慮しながら、考えていますということをお伝えしたかった。
委員	それから先ほど中国自動車道の話が少し出ていましたけど、うるさいです。 場所的に何もないので夜中は結構スピード出します。だから、その規制基準がいくらかあったとしても、それをさらに上回る可能性はあります。 それをどうとるか、騒音としては工場からのを規制するわけですから、自動車からでる音は一応除外する。40台から70台ぐらいとっても、工場からの音が60デシベルぐらいあったが、規制基準はクリアしていると判断します。 自動車の音は自動車の音で、市としては色々あります。超えている場合には、静かにしなさいていうのは別です。 工場騒音の規制については今審議している数字を考えると、近隣に幾つかお家ありますよね。そこら辺に、自動車の音がどれくらいするのかはずっと測定はされていない。もし測定されたら、工場の騒音と自動車の音とで自動車の音の方が多かったらそれはそれでまた、道路管理者なり、公安委員会なり申し出て壁を立てるなり、スピード制限をするなりだと思う。 前の1工区には一軒家があったのかな。それだけだけど、今度は周りに結構あったから、そこら辺はどうするのか。ご質問があったように、そこら辺をちょっと考えるといいのか悪いのか。実は北側の方が住居多かった。なので今回の方が比較的住居は少ない。北側の方は結構真ん中に住居がポンポンとある中でやったのですけど、今のところ、大丈夫な状態ではあります。
議長	環境審議会としては理解したということでよろしいでしょうか。
委員	今の話も少し関係するのですけども、2点ほどお聞きしたいです。第3工区の北側、川の方がありますよね。これはもう、川の方も含めて、境界から50メートルのこのバッファゾーンを取られていると。 それともう1つ、今、高速道路の話もありましたけども、第5工区の高速側、工業

	地帯の音とか、高速道路の音が大きいというような話があって、その境界付近のこの 50 メートルバッファゾーン、これってぐるっと全部の領域を囲んでいらっしゃるんですけども、その辺の考え方を１つ聞きたいのと、もう１つ、都市計画の関係で、来年の３月末で市街化調整区域の概念というか網掛けがなくなるという話も聞いたのですけど、それとリンクするこの第４種、第３種の話ですね、これって、仮にその網かけがなくなっても、調整区域でのその規制というのは、ずっと継続するのかその２点についてちょっとお伺いしたい。バッファゾーンは大きい方がいいのだけれど、川をぐるっと囲む意味とか。
事務局	そこはですね、県の通達ですね、その基本的な考え方でそれを使って、一定形式的にやってるところがあるので、そこは正直、さわっていないです。 通達の考え方をそのままという風に考えています。それからそのあとの線引き廃止、これに関してはですね、ちょっと今後のこともあるので、今、どう対応するかというのは都市計画課と検討中です。
事務局（都市計画課）	一点補足ですが、委員のお話で来年って言いましたけれど、再来年です。それで都市計画の方は多分先行することにはなると思いますんで今ちょっと事務局も言ったようなお話で、調整区域がなくなった後は、非線引き都市計画区域っていう少しややこしい言い方ですけど、何もない都市計画区域という形になりますので、それがその騒音規制法振動規制法の第何種に当たるかっていうのは、またちょっと、どういう網掛けするかは、環境課の方と相談して、多分、後追いなのでしょうけど決めていって、もしかしたらこの審議会でまたご審議いただくということになろうかと思います。
委員	先ほど県の通知の関係もありましたけれども実は私も同じように、このバッファゾーンの設置について、少しご意見をさせていただこうかなと思っていたのですけど、先ほど河川とか道路もありましたけど、第５工区の右側の山というかゴルフ場だと思うのですけど、こちらはもう第２種になっているのでしょうか。
事務局	第２種になっています。調整区域です。
委員	第２種になっていない場所があるのであればその辺を外していくというのもありかなと考えたところです。 全部が２種であれば当然違いますけども、騒音というお話がありましたけれど、もし２種になっていないところがあってここまで、エリアが広がるのであれば、工場がそちらの方に建てば、住居から遠くなるのかなっていうこともありますので、そういったこともできるのかなと思ったのと、この資料の 2－2 の市の方針ですけど、この資料は外に出ていきますか。

	といいますのは、この 2-2 の裏側の上の方の、規制区域変更にあたっての考え方というところで、先ほども言いましたけど、県の通知であったり環境省の通達がこうなっているからこうしていますっていうようなニュアンスにとれるのですけど、基本的には市の方で全部決められますので、市としてこうします、県なり、環境省の通達がこうあるので妥当と考えますという風なニュアンスにした方がいいのではないですか。
事務局	外に出すっていうことは今のところありません。
委員	もっと市を全面に出していただく方が主体的になっていいのかなと思ったところでございます。
議長	市が主体という感じで文章を変えたほうがいいのではないかというご提案なのですけど、これ外に出ていかないっていうのであれば、よろしいですかね。
事務局	そうですね、出しません。
委員	やむを得ないかなとは思うのですけど、その境界線については、何かこう緑化を義務づけるとかそういうのはできないですかね。多分、何もない空間だと、音がどんどん通ってしまうので、少なくとも境界線に樹木を植えて、できるだけこの基準より下げるという風な工夫も必要ではないかと思う。やっぱり住んでいる人にとっては、ずっと聞こえているというのは、かなり苦痛になる可能性があるので、できればその境界線を使っている企業についてはその境界線沿いに、緑化を義務付けるとか、そういうことはできないのか。
事務局（開発課）	今 1 期工事の方でもそういうところがございまして、近隣住民の方から、産業団地ですぐ近くにもう工場を出すっていうのは少し嫌なので、目隠しフェンス的なものとかちょっと防音効果もあるものとかは設置してくれということで、ずっと聞いていまして、それは造成のときに、ある程度対応をするということにしていまして、これからも第 3 工区第 5 工区やっていく中で、またそういうとこはかなりあるのですけれども、それとか、造成の中でもちょっと対応していきたいと考えております。以上です。
委員	ちょっと不勉強で申し訳ないのですけど、令和 2 年ですかね、1 工区のときにも同じように諮問と答申がなされたということですが、その時の対応というのも今回の案で示されている内容と同等の対応をされているという理解でよろしいですか。

事務局	全く同じです。
委員	わかりました。素人質問なのですけど、その 50 メートルのバッファゾーンを設けるということで、区画の設定っていうのはその 50 メートルできちっと区画できるわけでは多分ないのですよね。建物が例えば 50 メートルに入る部分があれば、はみ出す部分もあるみたいななんかそういうところでちょっと不具合というか整合しないようなところがでてきたりというそんなことがないかなと思ったのですけども。
事務局	現実的に言うと、50 メートル内側に入っていますけれども、騒音振動の規制をかけるときは、会社の敷地の境界です。ですから、基本的にもうこの状態になってしまうと、もう 3 種区域というかバッファゾーン区域の 3 種ですべてもう処理されるケースがほとんどになります。これだけ区域がある中での 50 メートルの内側だけの敷地だけで工場をやられるということであれば、それは 3 種ではなくて 4 種っていう表現になるかもしれないですけど、あの面積でほとんどパンパンと区切ったら敷地境界は確実にその住民さんの方に接する方は、３種のバッファゾーンのエリアになるので、そういう整理で僕らは考えています。
事務局（都市計画課）	先ほどの環境課長のお話にちょっと補足ですけど、都市計画で、この 3 工区 5 工区の方の都市計画地区計画作ったときまでは、緑化の細かい規定は設けてなくて、緑化率だけを規定していた。で、今年、令和 6 年度に入ってから加西市の都市計画審議会で環境に詳しい、兵庫県県立大学の赤澤先生方に入っていただいていましてご相談しながら進めて考えていたのですけど、先ほどおっしゃったような道路沿道について、面積の過半については敷地境界に沿って緑地を設置するように努めることっていう条文を、今年の都市計画を定めるときからもやっていまして、この今回の加西インター第 1 期事業の地区計画をちょっと微修正させていただいたのですけど、1 期事業については敷地、要はこの外周ですね、緑化しなさい、してくださいよという規定を作っています。 ですから第 3 工区第 5 工区についてももし修正、変更なりすることがあれば、それを設けていくことにしていきますので、都市計画のルールでも決めていくという、今後決めていくつもりだということでご理解いただければと思います。
議長	都市計画の方でも対応できる予定であるということですね。 では次に行かせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、3 番目の議事に入らせていただきます。地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律に基づく促進区域の追加設定について事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局	資料3－1、ゾーニングマップの更新及び地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の追加設定について、ご説明をさせていただきます。 今回から環境審議会委員になられる方もいらっしゃいますので、まずは令和4年度に実施しましたゾーニング事業について説明をさせていただきます。 そもそもゾーニング事業は何なのかということですけども、ある空間を区分けしてその区分けした空間を、目的に沿って活用することを意味します。 このゾーニング事業を実施することになった背景を、1ページに記載しております。 当市は2021年2月にゼロカーボンシティ宣言を表明、また、同年3月に策定しました気候エネルギー行動計画で掲げた2050年の将来像を実現するために、再エネ導入量の目標設定を行うなど、CO2の削減に取り組んでございます。 一方で、市内には生物多様性の観点から重要とされる豊かな自然環境が存在しておりますので、近年は太陽光発電設備の設置に伴う自然災害や景観等への懸念が指摘されていることから、設定した再エネ導入目標を達成するには自然環境等と調和した再エネ導入が必須であり、環境等への影響を最小化するため、このゾーニング事業を実施した次第でございます。 次のページに行かせていただきます。 ゾーニングのエリア区分としては、大きく分けると、太陽光発電の導入を抑制する保全エリアと、導入に際して何らかの課題が残されているとする調整エリアの2つに区分しました。 調整エリアの詳細については、この2ページの通りでございまして、①生活環境への影響懸念エリア、②自然環境への影響懸念エリア、③農業への影響懸念エリア、④森林管理への影響懸念エリア、⑤環境等への懸念事項が比較的少ないエリアの5つに区分しました。 この調整エリアの中から、促進区域の設置を目指すため、環境調査を実施することといたしました。次3ページになります。 令和4年度においてこの環境調査を実施し、その実施した対象は、①公共施設等の屋上、②公共施設等の敷地内の未利用地、③周辺に公共施設等の消費地が存在するため池、この3つについて実施いたしました。 この中でため池を選定した理由としましては、市内に1定数のため池が存在していること、また8000平米以上の規模のため池に一定の発電ポテンシャルがあると判断し、選定してございます。次4ページになります。 前ページでお伝えしました環境調査の結果ですね、ため池はそれぞれ異なる環境を有しすべての環境を把握することが困難であることから、ため池をエリア設定によるゾーニングで区分することは容易ではないというご指摘があったことから、令和4年度における促進区域の設定には至りませんでした。 そのため、令和4年度時点では、保全エリア内に位置するため池は、他の保全エリアと同様に取り扱うことといたしまして、調整エリア内に存在するため池についてはゾーニングマップの対象としないこととしておりました。次5ページでございま

	す。 これらの結果を踏まえて、令和４年度末に、この５ページにお示ししております、ゾーニングマップとして作成し、促進区域については、次年度以降の設定を目指すこととといたしました。 次６ページになります。 令和５年度における促進区域の設定の取り組みについて説明をさせていただきます。 令和４年度時において、環境調査を実施した公共施設等の屋上について、本審議会でも検討しまして、令和５年度は、地域の景観や自然環境、防災面でも大きな問題になることの少ない、市内全域の建築物等の屋根上を促進区域に設定いたしました。 またこれを反映した加西市気候エネルギー行動計画を、下図の通り、改定をさせていただきました。次７ページでございます。 それでは令和６年度における促進区域の取り組みについて説明をさせていただきます。 まずは促進区域の設定を目指すため、ゾーニングマップの更新を行うことといたしました。 この背景としては、本市の脱炭素先行地域の取り組みがございます。この先行地域の取り組みで、九会北部地区について、ため池に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を自営線により隣接する市の公共施設等に供給する計画がございます。 またすべての市の公共施設の脱炭素化を実現する計画もあり、経済性、施設の耐震性も含め、屋根上に設置できる箇所は設置していきます。けれども、どうしても屋根上に設置できない場合は、市の遊休地やため池等から再エネを供給する方向で検討していることなど、市の施策として、ため池の有効活用を推進しているためでございます。次に、８ページになります。 ゾーニングマップの更新については、調整エリアの中の環境等への懸念事項が比較的少ないエリアの中に、再エネ導入促進検討エリアを新たに追加いたしました。 具体的に追加したエリアは、令和４年度に環境調査を実施したため池であり、少しわかりにくいんですけれども、この地図上の赤丸で囲っている箇所になります。 具体的な環境調査の結果については、別途お配りしております資料の３－２の通りでございます。 時間の都合上割愛をさせていただきますが、ご確認いただければ幸いです。３－２では、調査をしたため池の面積であったり周辺環境、生物調査結果に基づく留意事項等をまとめておりますので、ご確認いただければと思っています。次９ページになります。 令和６年度における促進区域の設定は、ゾーニングマップの修正案をもとに、令和４年度において行った環境調査で、①公共施設等の敷地内の未利用地と、②再エネ導入促進検討エリアに存在するため池、この２点を追加設定とすることといたしまし

	た。 まず、①の公共施設等の敷地内の未利用地について説明をさせていただきます。 こちらは、遊休地の活用を目指している脱炭素先行地域づくり事業において、事業の可能性調査等を実施しました。この調査の中で、希少生物等の生育が確認されず、環境への影響が比較的少ないと判断されたゾーニング区分による調整エリア内の公共施設等の未利用地を設定することといたしました。具体的な候補は、表1にお示ししている通りであり計9つを想定してございます。最後10ページでございます。 続いて先ほどのお伝えしましたものの2つ目、再エネ導入促進検討エリアに存在するため池についてご説明をさせていただきます。 こちらは8ページで、ゾーニングマップの更新に係る説明をさせていただきましたが、再エネ導入促進検討エリアの中から、ため池が個々に有する特性などを踏まえつつ、個別に選定し、抽出することといたしております。 促進区域に設定するため池一覧は、表2にお示ししている通りでございます。 これらを踏まえまして、促進区域を図に落とした促進区域図を、資料3－3の通り、作成いたしておりますので、ご確認いただければと思います。 以上、ゾーニングマップの更新及び地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の追加設定についての説明とさせていただきます。
議長	ありがとうございました。 ただいまご説明をいただきましたので、ご意見、ご質問を伺いますが、何ページのどこという風におっしゃっていただいて、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	ため池に関してなんですけれども、すでに加西市の生物多様性地域戦略の中で重要なため池を挙げられていたと思うのですが、それはこの中に入っているのかどうか。そういう重要なため池として挙げられているのに、もうすでに逆池みたいに、太陽光発電が実施されていますし、それから調査したというのですけど、どの程度の調査があったのか。例えばため池は結構水草もあるし、渡り鳥について冬場調査をしたのか。それから、どんな魚がいるのか、また、ため池で生活しているトンボに対しどれぐらいの調査をやったのか、それでマルバツをつけていますけど、どれだけ詳しい調査をやってこれを選定したのかっていうのをちょっとお聞きしたい。
事務局	まずですね、生物多様性戦略のときに挙げているため池は除いています。資料3－2ですけれども、令和2年から継続的に、市内の生物調査をしています。ただ、今、先生がおっしゃるどの程度っていう程度というのは私らもわからないとこがありますけれども、1日あたりで状況確認をしたり、これまでの文献的なものというのを確

	認しながら、県の環境創造協会の方にしていただいているということになっております。
委員	調査した詳しいリストはあるのですか。
事務局	リストはあります。
委員	ただ、1回とか2回の調査では全然上がってこないと思うのです。重要なところは年間を通じてチェックしないと、本当のことはわからない。植物は割とじっとしているから調査しやすいと思うけど、渡り鳥とかとんぼとかね、じっくり調査しないと分からないと思います。
議長	季節だったり、その辺の資料はあるのでしょうか。
事務局	季節でずっと見ているとかですね、そこまでは費用も高くなるということもありますし、実際問題予算が限られた中でやっているっていうのが現状です。
委員	予算が限られているとおっしゃいますけども、やっぱり一旦設置してしまうと撤去できないので、やるからには十分その辺を調査してからやっていただきたいなと思います。
事務局	促進区域っていう形のエリア設定にしようとしているのですけれども、太陽光パネルを本当に設置するとなれば、地元の方の調整や合意形成、あともう1点、まさにその際に環境的な調査というのも、別途行われることになりますので、それを踏まえながら、ここに設定して必ず絶対設置されるというような状況ではないのですが、そういう過程はきっちり踏んで具体的に進めるときはしていこうかなという風に考えています。 補足になります。令和2年度から、生物多様性戦略におきまして加西の重要な生態系48のため池がございます。それを順次、5ヵ年計画で調査していこうということで、ため池とか湿地帯を主に調査しております。その中で、ため池によりまして、植物がメインでございましてピンポイント的に、令和5年に関しましては昆虫類の調査もやっております。令和5年に関しましても、トンボ類の調査もやっております。鳥類に関しましては、令和3年に、玉野町の新池、蓮池、中池、玉野町の逆池のその周辺をやっております。ピンポイントで昔の調査に基づいて、過去にそういう両生類とかがいたようなところがありましたら調査するようになっておりまして、令和5年に関しましては、田原町のため池群とその周辺に関しましても調査もやっておりました。あと、水生動物の調査、それと環境創造協会によりましてDNAの環境測定というものをやっておりまして、それは時期によりまして生息して繁殖

	しておるときに現地調査してやっておると聞いております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。 ゾーニングマップ上、一応促進区域に追加設定したということなので、ここで必ずやるというわけではまだそういう段階ではないというか。
事務局	そこから具体的に本当にできるかできないかというのは、さらにやっていくということで考えています。
委員	希少種の調査という形になっていると思うので、全数調査とか、社会学的な生物調査といったものが加西市では行ってないので、希少種が見つからなければ、設置すると。今のところの形はそういう形になっている。ですからある意味、加西市もその全数的な調査というか、そういったものも調べる必要が出てくるのではないかと思う。そういった社会的な調査の結果において、色々事業もやっていくという形が基本的にはベターではないかなと私も考えます。 そこらのところも、色々ギャップがあると思うのですが、私の方からはそういう風な意見を出させていただきます。
議長	ありがとうございます。調査方法などについて、何かありますか。
事務局	そうですね。令和2年からずっと今やっているのですけど、全数っていうところ、本当に細かくっていうまではいかないですけど、加西市全部で一定見てですね、どうやっていくかっていう、年次計画っていうのを全体を見ながら立てたという経緯はありますので、引き続きそういうことを考えていきたいかなと思います。
議長	ありがとうございます。 Web でご参加の委員の方から何かご意見があれば、お願いできますでしょうか。
委員	3点ご質問させてください。 1点目がP9ページ目の公共施設の設置規模の部分ですね。屋根以外で言うと、使われていない土地の野建てで置くのか、今駐車場となっているところが結構広いのであれば、ソーラーカーポートみたいな形で選択肢もあると思いますので、そのあたり計算に入っているか教えてください。 2点目は先ほども議論ありましたが、合意形成についてというところで、特にため池の方ですね、今後住民アンケートとかワークショップみたいな形で、ご意見を聞く機会というのは設けるのか。その際周辺住民対象とするのか。おそらく野鳥の会の方もいらっしゃいそうなので、そういう方も含めて、広く聞くのかというところ

	は、合意形成ではポイントかと思っています。 今岡山県の笠岡市ですかね、そちらの方でため池の太陽光計画があってですね、そっちは結構揉めていると思いますので、そういう意味ではそういうのに関心のある方なんかも含めて、議論せずに急に出してしまうと、逆に議論が燃えてしまうので、そのあたりどうするかってちょっと慎重に考える必要あるかなと思っています。 3つ目ですね9ページ目、公共施設にしてもため池にしても生物多様性に貢献していくということがやはり大事なので、例えば野建ての太陽光、公共施設の空き地でやる場合に、下をですね、防草シートを敷いてしまったりするよりも、半自然草原という形で管理した草原にすることで鳥類とか昆虫類を増やすということも海外で行われていますし、日本でもいくつかやっているところがあります。せっかく加西市でやるのであればそういうことも検討してはいかがかなと思っています。 ため池についてはですね、設置するため池で影響を与えないってことが大前提だと思うのですけれども、周辺環境を含めたり、他のため池の環境保全のために収益の一部を使うだとか、そういった形の利用というのもあるかなと思っています。 その辺りのお金の使い方とか環境保全っていうものも合意形成に影響してきますので、その辺りもまた相談しながらできればいいかなと思っています。 以上です。
議長	ありがとうございました。 1点目が設置方法、また規模について、2番目が特にため池についての住民との合意形成について、3番目が生物多様性も考えた野立の太陽光パネルの防草シートよりも管理した草原ということも考えられるんじゃないか。4番目が、収益に関することは、合意形成にもかなり関係してくるというお話がありましたけれどもいかがでしょうか。
事務局	１番の対象については太陽光であれば何でもありですので、ソーラーカーポートも対象になります。 2つ目のご質問の合意形成ですけども、先ほども課長が申し上げましたけれども、実際促進区域に設定したからといって、太陽光を立てられるというわけではなくて、いわゆる法規制は促進区域にしても規制がかかりますので、その段階で合意形成については取っていくものと認識しておりますので、促進区域については合意形成でワークショップとかは考えておりません。 3つ目のご質問ですね、生物多様性貢献ということで、一般の事業者が導入される分についてはなかなか難しいかなと思うのですけども、今市が地域エネルギー会社設立を予定しておりまして、その中で太陽光発電設備を導入する予定がございますので、ご意見いただいた内容を踏まえて、計画していきたいと思います。

議長	他に何か、Web の委員の方も含めてご意見がございましたら。
委員	確認だけですけれども、資料 3－2 の資料で、いわゆる重要種の定義ですね。どこまでが含まれるのかというのと、五郎池については留意するという文言があるのですけど、留意っていうのが、保全の方のニュアンスなのか、何らかの配慮をすれば設置してもいいよとするような方向なのかっていうところなのですけども、そのあたりの確認です。 どちらかというともう保全する、設置させない方向のニュアンスなのか、広くやりたいので、何らかの促進なのか。
事務局	我々の立場としては一応再エネを促進していかないといけないという部分もあるので、調査の中では強くは言ってこないけどもやっぱり考えて欲しいという、そういうような配慮して欲しいというようにとらえているので、具体的に説明のときっていうのは、こういった調査で出ているよということを踏まえながら、ある程度していかないと考えています。 一つ目の重要種については、A ランク B ランク C ランクというそこに指定されているものです。
議長	他に何かご意見ご質問がございますか。
委員	どうもご説明ありがとうございました。 初めて環境審議会に参加させていただくので、少し不明な点があるのでお聞きしたいのですが、すでに委員の方がおっしゃっているように、ため池の生物調査のところが気になっております。 これまでに加西市の方で、ため池にこういったパネルを設置している例というのがどれぐらいあるのかっていうことと、そこでもされているのでしたら、その後の生物の追跡調査であったり或いは水質の調査というようなことをされているのか、もし、これまでにそういった事例がないのでしたら、今後実際に設置することになった場合に、そういった調査をされていくお考えがあるのか、そのあたりのことをお聞きしたいです。
事務局	加西市ではすでにたくさんのため池に設置されています。実を言うと、我々市側の周知というのは事業者さん含めて、足りなかったということ、また法的にそこまで規制もされてなかったという経緯もあって、加西市としてこのため池は希少種いますよという風になっているところに対しても、もうすでに置かれているところもあります。 今回我々少なくともそういうことはないようにしようということで、こういう形で動いているところがあります。また、ため池を設置した後の追跡調査ですけれど

	も、一部設置された事業者さんがやられているとか、そのため池の関連の県の上部団体さんが一応されているとかという例は少し聞きますけれども、なかなか市としてそこまでやれてないと言うのが現状で、今後も市としてそこまでやるというのはなかなか難しいかなと思っているのですが、生物のこともあるのですが、地域の方がですね、その設置に対してどういう風に思われているかということが結構大事になっているのですが、一応地域の農業用水に使われているため池が当然、ほとんどですけども、地域の方はそれについては特に意見もないっていうような形で推移しているというのが現状であります。
議長	ありがとうございました。 市として追加調査はあまり予定してないけれども、地域の方が設置後どういう風に考えていらっしゃるかどうか、そういうことも含めて可能な範囲で決めていくということですね。
事務局	はい、そこは状況で確認していかないといけないかなと思っています。
委員	やっぱり気になりますのは設置したらもうそこで終わりではなくて、やっぱりせっかく加西市さん生物調査本当に頑張っている自治体だという風に思っていますので、きめ細かいモニタリングっていうのも、やっていただけるとという希望はございます。設置後の調査も可能な限りという最後意見です。
委員	ため池ばっかりで申し訳ないです。 設置するときに、その業者にお金を出さして調査をやると。要するに市がやらずに、業者にお金を出させて実施するという手もあるんですけど、業者にやらせると信頼性ということも考えられる。事後の調査も業者という風にした方がいいのではないかと思います。 ため池の太陽光パネルの設置については、環境アセスに引っかからないぐらいの面積であるが、本当は面積が小さくてもちゃんと環境アセスをやった方がいいと思う。そこは、県も全然やってないし、いいのかなとは思いますが。
議長	アセスは、該当しなければ、やらなくてもいいということになっていますけれども、ちょっとおっしゃったその業者というのは、ここの場合、設置業者に調査をやらせるという方法もあるというお話ですが、そういう可能性はありますか。
事務局	そうですね。そこは事業者さんと費用が発生するとその分、別のところで、電気代が上がるとかいろんなことも出てくるのでそこはバランスを見ながら、何とか我々の意見というのが反映できるような形は考慮しながら話をしていきたいと思います。

議長	やることになればそういうことも検討していくということで。 他にいかがでしょうか。
委員	以前から太陽光発電設備の促進という話でこういう計画が出ているのですけども、その反面ですね、以前から加西市の方では太陽光発電施設の規制に関する条例も合わせて考えているという風な話があったと思うんですけど、その辺りの進捗は、どうなっていますかっていうのが１つと、もう１つ資料の９ページ、市の公共施設での空き地というところのリストが上がっていて、促進地域に入れたいというような話があるが例えば１番の衛生センター、これはちょっと住家から離れたところにあるところなんですけども、2番から4番ですね、この幼稚園のところというのは、本当に便利のいいところに昔幼稚園を作っていた。4番の北条なんかは市街化区域の中にあるような幼稚園跡地だと思う。ですので、2番も3番も今は調整区域ということで、網掛けにあるけども、そのうち網かけがなくなるということになると、土地利用もね、もっと自由化が進むんじゃないかという風に思いますので、このあたりを促進地域にかぶせるというのはどうなのかなっていうのが１つ。 それともう１つは5番から8番、公営住宅の跡地、これはどっちかというと、ちょっと土地利用がね、後の土地利用がどうなのか難しいかなというようなところなので、この辺りはね、太陽光パネルを野建てしたってそんなに地域との合意形成っていうのは難しくないと思うのですけども、2番から4番あたりの土地利用計画については、ちょっと太陽光パネルの野建てというのはもったいないなというような、非難をいたしております。 ということで、ちょっとご意見を伺いたいと思います。
事務局	1点目の規制部分ですけれども、昨年度の審議会でもご説明させていただいております。まず県条例の方が改正になっており規制が強まっています。あと、再エネ特措法という法律の改正がございまして、国の固定買取制度はほとんどの方が利用されると思うのですけども、そちらを利用されて太陽光発電設備を設置される場合は、市にちょっと申請を通すような形で、市も一定の意見を言えるようになっていますので、それで一定その問題となる設備がなくなってくればいいかなというので様子を見ております。 2つ目の促進区域の市の公共施設の遊休地ですけども、委員がおっしゃられる通り、少し課題もございますので、もう１回精査して、明らかにここは少しできないというところは除いて考えて行きたいと思います。
議長	特に②から④に関しては今後利用の自由化が進めば、難しいかもしれないということですので、外してしまうということも考えられるということで。

事務局	もう一度確認をさせていただきます。
議長	あくまで案ですので、今後まだ変更ありということで。
事務局	そうですね。先行地域の方でちょっと候補地として挙げているところなので、並行してあげさせていただいておりますが、課題も認識しておりますので、引き続き検討していきたいと思います。
委員	今回一部のため池を促進区域にするというのは環境省の促進区域の話なんですが、一方で希少種がもういて、明らかに開発に適さないというため池もあって、そちらはゾーニングマップ上の保全エリアに指定するということは考えられますかということです。 というのは規制によってしまうか、開発によってしまうか、どちらかっていうのが、日本では多い。なので、加西市としては再エネを推進したいと思っていますと。だけど自然も保全しますよということを、両方言っていく必要があると思っていて、今回促進区域だけだと、加西市は開発だよっていうメッセージになってしまう恐れもあるかなと思っていて、大きくですね明らかに適さないというところがあれば、そこはもう、例えばちゃんと保全しますよっていうことは1つの手かなと思っています。 ため池が1000以上あるので全部を調査するというのはもちろん難しいですけれども、大きめのため池で明らかに希少種、渡り鳥がくるようなところは規制しますと、ここに挙がったようなものは促進しますというところ両方見せていくことは1つの手かなと思いました。以上です。
議長	ありがとうございました。希少種がいるっていうことがわかっているようなため池で、加西市のお考えとして開発寄りで考えるのかでも自然を守るというどちらに寄せていくのか。
事務局	すでに今、ため池でも希少種がいるという風に我々の中でマップ上に落としているところは保全エリアの中に入れています。一応議論しているのはそれ以外というところになります。
委員	コミュニケーションのときにその辺りを強調していただくことは必要かなと思います。
事務局	そうですね。そのようにさせていただきます。 補足ですが、長年、令和3年からため池の調査をやっておりますが、なかなかこれも公開していない状態でございます。そういうその地区とかため池の場所がわかり

	ますとですね、都会の人が出てきて取ってしまうのではないかとそういう恐れもありますので地図は載せないようにしまして、順次ホームページで公開していこうという計画を立てておりまして、それによりまして地域の皆様が環境保全なりため池なりに興味を持っていただくことによりまして、環境保全につなげて参りたいというのが環境の立場でございます。以上でございます。
議長	ありがとうございました。 希少種がいるところが出すぎても困るという非公開だったけれども、ご理解を得るために、今後公開するということも考えるということですね。
事務局	場所は伏せて、ため池ぐらいの感じで、そういうホームページを作ろうかなと今計画しておる段階でございます。
議長	ではちょっとこの議題についてはこの辺までにさせていただきまして、第4の議事に移ります。環境基本計画の進捗管理について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	第二次環境基本計画の進捗管理について、資料4を用いながらご説明をさせていただきます。 まず加西市環境基本計画は、多岐にわたる環境政策を総合的、計画的に推進するための最上位計画として、加西市環境基本条例に基づき策定するものでございます。 資料4に、この環境基本計画に掲げる環境目標の達成に向けた活動指標を記載しておりますが、ちょっとお時間の都合上、特筆すべき項目についてのみ説明をさせていただきたいと思います。 まず、環境目標2の④、農政課が担当になる防護柵新設延長でございますが、目標値6キロに対し、現在は5キロを推移してございます。 ただ、被害地域への設置は堅調に進んでおると聞いておりますので、概ね計画通り進捗していると考えています。 次に、環境目標3の⑤、市民1人当たり1日のごみの排出量、また、⑥ごみのリサイクル率についてですけれども、コロナ禍時における資源物回収運動が、少し実施減となっていたことも、現在にもちょっと影響しておりまして、一時的に減少傾向にあり現況では目標達成が少し困難な状況となってございます。 次に、⑨公共施設における自立分散型エネルギーシステムの構築件数でございますが、こちらは、他の令和8年度の目標と違って令和12年度を目標年度としておりますこと、また目標達成には、長期的な取り組みが必要であることから、引き続き関連施策を継続して参ります。 最後に、⑬番、市民向け環境セミナーの延べ参加者数でございますが、セミナーの受け入れ先の事情であったり、コロナ禍の影響等によって、当初の想定の進捗と少

	し乖離が生じている状況でございます。現行指標にて管理は継続していくのですけれども、今後の動向によっては、適宜対応が必要かと考えております。 すみません、急ぎ足で申し訳ないのですけれども、以上、第２次環境基本計画に係る進捗管理の説明とさせていただきます。
議長	ありがとうございました。何かご質問、ご意見がございましたら。 よろしいでしょうか。 ではこれで本日の議事はすべて終了いたしました。 委員の皆様におかれましては円滑な運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。 次回の審議会ですけれども、加西市インター産業団地地区における騒音振動規制区域の新たな指定に係る答申案、及び地球温暖化促進区域の追加設定に伴う加西市気候エネルギー行動計画の改定について、書面決議により行いたいと思いますが、書面決議にするという点につきまして、何かご意見がございましたら。
事務局	この後でもまた意見をいただけたら、それを踏まえながら、修正させていただいて、そのうえで対応させてもらおうかなと思います。
議長	今日は何かたくさんご意見をいただきましたので、それを参考にいろいろご検討を進めていただきたいと思います。それでは次回は、書面でいっていただくという形でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員	ちょっと中国自動車道における騒音がどのくらいあるのか気になる方もいらっしゃると思うので、１日、２日、測定器を置くだけでいいから、何箇所か家ありますよね、それも含めてどのくらいあるのかまとめていた方がいいと思う。それを一緒に持っておれば、説明するときに、工場からの音、業者のことは当然ありますということがいえる。
議長	中国道からの自動車騒音についても、今日の議事録に入れておいていただいて、今後の検討する際に、そこが落ちないように検討を進めて欲しいということでよろしいでしょうか。
事務局	今回の諮問答申っていうことではなくて今、高速道路の実態ですよね、これに対して我々がいえるようなものを。 高速も走る音だけじゃなくて、加減速します、その音もかなり大きい。

委員	データがあれば言えるかなと。
事務局	またその時にちょっとご相談をさせてもらいます。
議長	ありがとうございました。それでは次回は書面開催とさせていただきます。では進行を事務局にお返しします。
事務局	本日はお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございました。 本日の議事録作成ですが、議事録案を出席委員に送付し、発言内容をご確認いただいた上で、議事録署名人にご署名いただき、完成させることとしております。 それではこれにて審議会を終了させていただきます。 皆様、長時間にわたってご協力いただきまして、ありがとうございました。